

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年7月5日（平成28年（行個）諮問第112号）

答申日：平成30年1月22日（平成29年度（行個）答申第178号）

事件名：本人に対する障害補償給付の後遺障害等級の判断に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求者本人（特定年月日生）の受傷につき、特定労働基準監督署長に対し、「1 障害補償給付の支払請求をなした件（平成27年特定月日付で支給処分）についての後遺障害等級判断にかかる調査復命書並びにその添付書類一式」「2 療養補償給付の支払請求をなした件についての支給決定にかかる調査復命書並びにその添付書類一式（ただし、治療の全期間）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、京都労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年2月19日付け京労発基0219第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分の内容

本件審査請求に係る処分（原処分）は、平成28年1月21日付の審査請求人の行った開示請求にかかる保有個人情報について、

ア 「開示請求者以外の特定の個人の氏名、自署、印影など開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報」に当たる部分があるとして、当該部分を法14条2号該当（かつ同号ただし書き不該当）により不開示とし、

イ 「法人の印影、法人等から提出された情報で当該法人の組織あるいは営業上の秘密事項に係る情報など、開示することにより当該法人等

の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に当たる部分があるとして、当該部分を同条 3 号イ該当により不開示とし、さらに

ウ 「開示請求者以外の者から聴取した内容など労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障をおよぼすおそれがある情報」に当たる部分があるとして、当該部分を同条 7 号柱書き該当により不開示としたものである。

なお、原処分では、上記不開示理由アないしウとして示された法 14 条各号が、本件の多数の不開示部分のうち、具体的にどの部分に対応するかについては明示されていない。

(2) 不開示理由の整理

原処分における不開示部分は、別紙 2 本件個人情報目録（以下「別紙 2 目録」（別紙 2 は、記載を省略）という。）1 ないし 3 記載の各黒塗部分である。

別紙 2 目録の 1 記載の情報は、当該情報記載の文書上の位置関係、開示された他の文書との対応関係、及び黒塗部分の形状から、審査請求人の主治医の氏名（自署含む）又は審査請求人の勤務先関係者や本件の労災協力医の押印のみが表示されているものと考えられる。

別紙 2 目録の 2 記載の情報は、当該情報記載の文章上の位置関係、開示された他の文書との対応関係から審査請求人以外の者からの聴取又は報告について、当該聴取又は報告の内容に加えて当該聴取相手先・報告者の氏名等の審査請求人との関係性に関する情報も含めた一切の情報が表示されているものと考えられる。

別紙 2 目録の 3 記載の情報は、当該情報記載の文章上の位置関係、開示された他の文書との対応関係から、審査請求人の主治医による審査請求人についての診察状況・治療経過・検査結果等一切に関する診断・意見の内容に関する情報が表示されているものと考えられる。

(3) 別紙 2 目録 1 記載の情報が、法 14 条 2 号、3 号イ、7 号柱書きに該当しないこと。

ア 氏名（自署含む）部分について

別紙 2 目録 1 記載の情報のうち、審査請求人の主治医の氏名（自署含む）は、審査請求人（開示請求者）以外の「特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報」（法 14 条 2 号本文）には形式的には該当するものである。

しかし、法 14 条 2 号ただし書きイは、不開示情報から「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を除くと規定している。審査請求人（開

示請求者）は、自身の主治医の氏名について当然に診療を受ける過程で知ることができ、知ることが予定されている情報であって、法 14 条 2 号ただし書きイに該当することは明らかである。従って、法 14 条 2 号による不開示情報には当たらない。

また、かかる情報は、典型的に法 14 条 3 号イに該当する余地はない。

さらに、上述のように法 14 条 2 号ただし書きイに該当することが明らかな情報について、「開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障をおよぼすおそれがある情報」（法 14 条 7 号）に該当する余地はない。

イ 押印部分について

別紙 2 目録 1 記載の情報のうち、審査請求人の勤務先関係者や本件の労災協力医の押印部分は、形式的には法 14 条 2 号本文に該当しうる情報であるが、既に当該押印にかかる名義人の氏名は開示されているか、審査請求人にとって自明の人物の押印であるにすぎず、押印部分自体を不開示とすることにより保護されるべき個人の権利利益を欠くものである。

同様にして、法 14 条 3 号イ、7 号柱書きに該当する余地もないと考えられる。

ウ 小括

以上より、別紙 2 目録 2 記載の情報は法 14 条 2 号、3 号イ、7 号柱書きには該当せず、同条柱書きに基づき、開示決定がなされるべきである。

(4) 別紙 2 目録 2 記載の情報が法 14 条 2 号、3 号イ、7 号柱書きに該当しないこと

ア 面談聴取書について

(ア) 別紙 2 目録 2 記載の情報のうち、面談聴取書（ア）は、文書の表題、聴取年月日、聴取者を除いたほぼすべての記載が不開示とされている。同書の不開示部分には、「相手先」との記載の横の部分も含まれ、聴取相手の氏名等が記載されていると考えられること及び「聴取内容」との記載の横の欄、「（聴取結果）」との記載の下の部分についても、その内容から聴取相手を推知できる記載が含まれるとは考えられる。

しかし、かかる面談聴取書は、聴取者である特定労働基準監督署労災課労働基準監督官が、審査請求人に対する平成 27 年特定月日付障害補償給付支給決定を行うにあたって、その判断に必要な限度において聴取したものにすぎない。そのため、当該不開示部分は、障害認定に対する再審査請求や行政訴訟等の手続によって、労災給

付に係る処分の適法性が争われる場合には、その適法性の判断に必要な資料として実務上開示が予定されている情報しか含まれていないはずのものである。従って、法１４条２号ただし書きイに該当する情報であって、法１４条２号による不開示情報には当たらない。

(イ) 仮に聴取相手が法人等又は審査請求人（開示請求者）以外の事業を営む個人であった場合でも、上述（ア）のように当該聴取の内容・結果は、あくまで審査請求人に対する障害補償給付支給決定の判断に必要な限度での聴取の内容・結果が記載されたものに過ぎず、それ自体において「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（法１４条３号イ）には該当しない。

(ウ) 法１４条７号の「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、同号の「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求され、同号は行政機関に広範な裁量を認める趣旨ではないと解釈されている（「解説行政機関等個人情報保護法」（総務省行政管理局）６４—６５頁，横浜地判平成２４年１２月５日）。

面談聴取書の不開示部分の記載内容については、上述（ア）に述べた性質の情報しか含まれていないはずであるところ、かかる情報を開示することにより、労働基準行政機関が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれが、法的保護に値する程度の蓋然性をもって存在するとは考えられない。

イ 日常生活状況報告書について

(ア) 別紙２目録３記載の情報のうち、日常生活状況報告書（イ）は、文書の表題，記入上の注意，患者氏名等を除いたほぼすべての記載が不開示とされている。同書の不開示部分には、「記入者名」「患者との間柄」との記載の横の部分も含まれ、報告者の氏名等が記載されていると考えられること、及び「質問」「答え」との記載の下の部分についても、その内容から報告者を推知できる記載が含まれるとは考えられる。

しかし、上述のア（ア）と同様に、かかる日常生活状況報告書は、特定労働基準監督署において、審査請求人に対する平成２７年特定月日付障害補償給付支給決定を行うにあたって、その判断に必要な限度において報告を求めたものにすぎず、障害認定に対する再審査請求や行政訴訟等の手続によって、労災給付に係る処分の適法性が争われる場合には、その適法性の判断に必要な資料として実務上開示が予定されている情報しか含まれていないはずのものである。従って、法１４条２号ただし書きイに該当する情報であって、法１４

条2号による不開示情報には当たらない。

(イ) 同書面の不開示部分が、法14条3号イに該当しないことは、上述のア(イ)と同様である。

(ウ) 同書面の不開示部分が、法14条7号柱書きに該当しないことは、上述のア(ウ)と同様である。

ウ 小括

以上より、別紙2目録2記載の情報は法14条2号、3号イ、7号柱書きには該当せず、同条柱書きに基づき、開示決定がなされるべきである。

(5) 別紙2目録3記載の情報が法14条2号、3号イ、7号柱書きに該当しないこと

ア 法14条2号、3号イに関する情報ではないこと

別紙2目録3記載の情報はいずれも審査請求人の主治医による審査請求人についての診察状況・治療経過・検査結果等一切に関する診断・意見の内容それ自体又は同内容の要旨ないし抜粋に関する情報である。

従って、かかる情報の性質自体をもって、原処分が不開示とした理由に該当しないことは明らかであり、法14条2号、3号イに当たらないことは明白である。

イ 法14条7号柱書きに該当しないこと

(ア) 別紙2目録3記載の情報は、そもそも法14条2号、3号イの適用可能性が問題となる性質の情報ではないところ、原処分は、理由(法14条7号)に基づいて不開示としたものと考えられる。

しかしながら本件において主治医による審査請求人の診断・意見の内容を開示することによって、労働基準行政機関が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれが、法的保護に値する程度の蓋然性をもって存在するとは、およそ考えられない。

(イ) もとより、かかる主治医の診断・意見等は、特定労働基準監督署労災課労働基準監督官が、審査請求人に対する平成27年特定月日付障害補償給付支給決定を行うにあたって、その判断に必要な限度において、回答を求めたものにすぎない。そして、かかる主治医の診断・意見等は、労災給付に係る処分の適法性を判断する上での中核的な情報であり、障害認定に対する再審査請求や行政訴訟等の手続によってその適法性が争われる場合には、必要な資料として実務上開示が予定されている情報である。

従って、主治医においても、すべてのケースにおいて必ず公開されるものとまでは想定していないとしても、回答した意見にかかる

患者が障害認定を争う場合には、当該意見が公開される可能性が否定できないことは承知の上で、専門家としての回答に応じたはずのものであり主治医において開示により不測の不利益を被るものではない。

他方、本件では、審査請求人において、当該意見を前提として判断された平成27年特定月日付障害補償給付支給決定についての審査請求手続を進めているところであり、当該手続の進行のため、審査請求人においてかかる主治医の診断・意見を開示してもらうことによる正当な利益を有する。

(ウ) なお、実際にはありえないことではあるが、当該内容が開示されることによって、審査請求人自身が当該内容及びそれを記載した主治医に強い不満を持ち、主治医自身への誹謗中傷を行うこと、さらにはその結果として、今後、当該医師が労働基準行政機関の事務に非協力的になること、といった極端な可能性を原処分が想定したものとも想像される。

しかしながら、本件審査請求人について具体的に上記行動に類した行動等を行う具体的な危険性を基礎づける事情があるなら別論、およそ一般的に、審査請求人についてかかる非常識な人物像を想定するのであれば、かかる想定のもとでの事務執行への支障のおそれは、名目的かつ抽象的な可能性にすぎないものであって、法的保護に値する程度の蓋然性をもった実質的なおそれとは、到底考えられない。

(エ) したがって、別紙2目録3記載の情報は、法14条7号にも該当しない。

(6) まとめ

以上より、本件において、原処分の部分開示決定には理由がないため、御庁におかれては速やかに同決定を取消す旨の判断を下されたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成28年1月21日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「開示請求者の受傷につき、特定労働基準監督署に対し、1 障害補償給付の支払請求をなした件（平成27年特定月日支給決定）についての後遺障害等級判断にかかる調査復命書及び添付書類一式、2 療養補償給付の支払請求をなした件についての支給決定にかかる調査復命書並びにその添付書類一式」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成28年2月19日付け京労発基0219第1号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求者がこ

れを不服として、平成28年4月4日付け（同月6日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

（1）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、開示請求者の受傷につき、特定労働基準監督署に対し、1 障害補償給付の支払請求をなした件（平成27年特定月日支給決定）についての後遺障害等級判断にかかる調査復命書及び添付書類一式、2 療養補償給付の支払請求をなした件についての支給決定にかかる調査復命書並びにその添付書類一式である。

（2）不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

（ア）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、2、3の①、5の①、7の①、8の①及び9の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（イ）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、5の②、7の②、8の②及び9の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、5の②、7の②、8の②及び9の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれ

があることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法１４条７号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「４原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法１４条２号及び７号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成２８年７月５日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月２１日 審議
- ④ 平成２９年１０月１９日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 平成３０年１月１８日 審議

第５ 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「開示請求者本人（特定年月日生）の受傷につき、特定労働基準監督署長に対し、「１障害補償給付の支払請求をなした件（平成２７年特定月日付で支給処分）についての後遺障害等級判断にかかる調査復命書並びにその添付書類一式」「２療養補償給付の支払請求をなした件についての支給決定にかかる調査復命書並びにその添付書類一式（ただし、治療の全期間）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号１ないし文書番号９に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法１４条２号、３号イ及び７号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の

一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法１４条２号及び７号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

２ 不開示情報該当性について

（１）別表の６欄に掲げる部分について

ア 通番１，通番２及び通番９については、審査請求人以外の個人の署名・印影であり、法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、いずれも、審査請求人が提出した請求書に記載した署名・印影又はそれと同一の署名・印影であり、同号ただし書イの慣行として審査請求人が知り得る情報に該当する。

したがって、当該部分は、法１４条２号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番４は、法１４条２号の審査請求人以外の個人に関する情報に該当せず、また、諮問庁が諮問に当たり新たに開示としている情報と同じ内容であることから、これを開示しても、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法１４条２号及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（２）その余の部分について

ア 法１４条２号該当性について

（ア）通番３は、医師の署名・印影であり、通番５は、審査請求人以外の個人の氏名及び審査請求人との続柄である。

当該部分は、法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法１５条２項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法１４条２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番７，通番９及び通番１１は、医師の署名及び印影であり、法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認めら

れないため、法１４条２号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法１５条２項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法１４条２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法１４条２号及び７号柱書き該当性について

（ア）通番４について

a ２頁「調査記録・調査内容」欄のうち３行目１文字目ないし３文字目、１１行目１文字目ないし３文字目及び１６行目１文字目ないし３文字目については、法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法１５条２項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法１４条２号に該当し、同条７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その余の部分については、審査請求人以外の第三者が特定労働基準監督署に対して提出した意見書の内容であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法１４条７号柱書きに該当し、同条２号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番６，通番８，通番１０及び通番１２について

当該部分は、特定労働基準監督署の求めに応じて、特定労働基準監督署に提出された意見等であり、上記（ア）bと同様の理由により、当該部分は、法１４条７号柱書きに該当し、同条２号について判断するまでもなく不開示とすることが妥当である。

３ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４ その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、京都労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、京都労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 通 番	4 原 処 分 に お い て 不 開 示 と さ れ て い る 部 分	5 不 開 示 情 報 (法 14 条 該 当 号)		6 開 示 す べ き 部 分
				2 号	7 号 柱 書 き	
1	療養補償給付 たる療養の給 付請求書等	1	1 頁不開示部分, 4 頁不開示 部分, 9 頁不開示部分, 13 頁不開示部分	○		全て開 示
2	障害補償給付 支給請求書等	2	1 頁不開示部分, 2 頁署名部 分, 5 頁不開示部分, 6 頁不 開示部分	○		全て開 示
			2 頁不開示部分(署名部分を 除く。)	新たに開示		
3	障害認定調査 復命書	3	① 3 頁署名, 印影部分	○		
		4	② 2 頁「調査記録・調査内 容」欄 3 行目, 4 行目不開示 部分, 11 行目 1 文字目ない し 6 文字目, 16 行目 1 文字 目ないし 22 文字目, 3 頁の 「麻痺の程度」欄, 「神経因 性膀胱障害又は神経因性直腸 障害」欄, 「高次脳機能障 害」欄, 「介護の要否等」欄 の回答欄の不開示部分	○	○	2 頁「 調査記 録・調 査内容 」欄 3 行目 4 文字目 ないし 9 文字 目, 最 終文字 ないし 4 行目 最終文 字, 1 1 行目 4 文字 目ない し 6 文 字目及

						び 1 6 行 目 4 文 字 目 な い し 8 文 字 目
			③ 2 頁「調査記録・調査内容」欄 1 1 行目 7 文字目及び 8 文字目, 1 6 行目 2 3 文字目及び 2 4 文字目, 3 頁の「脳・せき随に係るがそう診断結果等」欄の項目及び回答欄, 「麻痺の範囲等」項目及び回答欄, 「麻痺の程度」項目欄, 「神経因性膀胱障害又は神経因性直腸障害」項目欄, 「高次脳機能障害」項目欄及び回答の空白部分, 「介護の要否等」項目欄, 5 頁印影部分	新たに開示		
4	面談聴取書		不開示部分	新たに開示		
5	日常生活状況報告表等	5	①「記入者名」欄, 「患者との間柄」欄の不開示部分	○		
		6	②「答え」欄の不開示部分全て	○	○	
			③「質問」欄の不開示部分全て	新たに開示		
6	障害認定面接調査書		-			
7	労災診療費の査定について	7	① 6 頁署名, 印影部分	○		
		8	② 2 頁最終行, 3 頁 1 行目 1 文字目, 2 文字目, 6 頁「依頼事項にかかる意見」欄のうち, 7 行目, 8 行目の不開示部分 (項番を除く。)	○	○	

			③ 2 頁「④医証」欄の 2 行目 ないし 4 行目, 6 頁「依頼事 項にかかる意見」欄のうち 3 行目ないし 6 行目の不開示部 分, 空白行部分, 7 行目の項 番部分	新たに開示	
8	療養補償給付 たる療養の給 付請求書	9	① 1 頁印影部分, 1 0 頁署 名, 印影部分	○	1 頁印 影部分
		1 0	② 7 頁最終行 6 文字目ないし 2 0 文字目, 1 0 頁「依頼事 項にかかる意見」欄 5 行目不 開示部分 (項番を除く。)	○	○
			③ 7 頁「③医証」欄の 2 行目 2 4 文字目ないし 3 行目 5 文 字目, 1 0 頁「依頼事項にか かる意見」欄の 3 行目及び 4 行目の不開示部分, 5 行目の 項番部分	新たに開示	
9	労災診療費の 内容に対する 調査依頼につ いて等	1 1	① 7 頁署名, 印影部分	○	
		1 2	② 3 頁最終行, 4 頁 1 行目 1 文字目, 2 文字目, 7 頁「依 頼事項にかかる意見」欄のう ち 7 行目, 8 行目の不開示部 分 (項番を除く。)	○	○
			② 3 頁「④医証」欄の 2 行目 ないし 4 行目の不開示部分, 7 頁「依頼事項にかかる意 見」欄の 3 行目から 6 行目の 不開示部分, 7 行目項番部分	新たに開示	